

## 通話録音装置などの設置経費を補助

高齢者世帯を狙った、電話de詐欺やしつこい迷惑電話などによる被害やトラブルを防止するため、迷惑電話防止機能付き電話機などを購入・設置する費用を補助します。詳しくは、[千葉県迷惑電話補助金](#)

**対象者** 千葉市に住民登録があり、市税を滞納していない、次のいずれかに該当する方

- ・65歳以上の方のみの世帯
- ・家族と同居しているが、普段日中は65歳以上の方のみとなる世帯

\*申請は家族でも可

**対象機器** ①通話録音装置＝既存の固定電話に取り付けて、通話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能があるもの

②着信拒否装置＝既存の固定電話に取り付けて、相手の電話番号を自動で判別し、着信拒否するなどの機能があるもの

③①または②の機能がついている固定電話機

**補助台数** 先着300台程度

**補助額** 対象電話機の設置経費の4分の3（上限1万円）

**申請方法** 5月7日(火)～10月31日(休)に電話で消費生活センターへ予約し、対象機器を購入・設置後、申請書類（申請書はホームページから印刷。区役所、公民館などでも配布）を、〒260-0045中央区弁天1-25-1千葉市消費生活センターへ郵送または持参。

[消費生活センター](#) ☎207-3603 [FAX](#)207-3111

## 千葉市暴力団排除条例の一部改正

暴力団排除を目的として2012年に制定した暴力団排除条例について、暴力団の排除を更に推進するため、一部改正しました。

詳しくは、[千葉県 暴力団排除](#)

**暴力団排除特別強化地域（中央区富士見1・2丁目、栄町）で規制対象となる特定接客業者の業種拡大（6月1日から）**

以下の業種が新たに規制対象となります。

- ・飲食店営業（深夜営業の酒類提供飲食店以外も対象に）
- ・風俗案内営業 ・客引き営業 ・スカウト営業

**自首減免規定の追加**

禁止行為\*に違反した特定接客業者が自首した場合は、刑の減輕または免除ができるようになります。

\*禁止行為＝相手方が暴力団であることを認識して、暴力団員を業務に従事させる、暴力団員から営業所における用心棒の役務の提供を受けることやその対償として利益供与することなど

[地域安全課](#) ☎245-5264 [FAX](#)245-5155

## 多重債務者特別相談

多重債務について弁護士が相談に応じます。

**日時** 5月9日(休)・23日(休)13:00～16:00（1人30分程度）

**会場** 消費生活センター **定員** 各先着6人

**注意事項** 債務者本人が来所。家族の同伴も可。電話相談不可。

**申込方法** 電話で、消費生活センターへ。

[消費生活センター](#) ☎207-3000 [FAX](#)207-3111

受付期間5月7日(火)～31日(金)

## 桜木霊園合葬墓の使用者募集

桜木霊園合葬墓の使用者を募集します。合葬墓は、普通墓地や芝生墓地と異なり、一つのお墓に多くの遺骨を一緒に埋蔵する形態の墓地です。承継の心配もなく、墓石を設置しないことで費用を軽減できます。[桜木霊園合葬墓](#)



**納骨方法** ①建物内に設置された納骨棚に使用許可後30年間安置した後、ほかの遺骨と合祀する（30年後合祀）

②納骨棚を使用せず、直接ほかの遺骨と合祀する（直接合祀）

**申込対象** 市内に1年以上（申込区分Cは1年以内でも可）継続して居住しており、現在、桜木霊園・平和公園の普通墓地または芝生墓地の使用許可を受けていない方（申込区分Cを除く）

**使用料** ①1体7万円、②1体6万円

\*施設の維持管理費を含む

**申込方法** 5月7日(火)～31日(金)消印有効。申し込みのしおり(5月7日(火)から、桜木霊園管理事務所、生活衛生課、平和公園管理事務所、区役所総務課で配布)に添付の申込書を、〒264-0028若葉区桜木1-38-1桜木霊園管理事務所へ郵送または持参。電子申請も可（5月7日(火)8:30～31日(金)17:00受信分まで有効）。

**使用者の決定** 7月3日(水)9:30～11:30、市役所2階XL会議室201～203で公開抽選（結果は全員に通知）。

### 合葬式樹木葬墓地の募集

**場所** 平和公園（若葉区多部田町1492-2）

**募集時期** 7月を予定

### 申込区分・募集数・申込資格

| 申込区分      |                           | 納骨方法    | 募集数       | 申込資格   |              |
|-----------|---------------------------|---------|-----------|--|--------------|
| 骨をお持ちの方*1 | A1体分                      | ①       | 30枠（30体）  | 申込者と焼骨との続柄が配偶者、2親等内の血族、または千葉市パートナーシップ宣誓をしている方  |              |
|           |                           | ②       | 50枠（50体）  |  |              |
|           | B2体分（焼骨2体分または焼骨1体分と申込者本人） | ①       | 45枠（90体）  |  |              |
|           |                           | ②       | 65枠（130体） |  |              |
| C市営墓地返還   |                           | ②       | 45体       | 現在、市営霊園（桜木霊園・平和公園）の普通墓地または芝生墓地の使用者で、使用中の墓地を返還すること                                      |              |
| 生前に申し込む方  | D1体分                      | 75歳以上*2 | ①         | 30枠（30体）   | 申込者本人が使用すること |
|           |                           |         | ②         | 30枠（30体）   |              |
|           |                           | 75歳未満*3 | ①         | 20枠（20体）   |              |
|           |                           |         | ②         | 25枠（25体）   |              |
|           | E2体分                      | ①       | 15枠（30体）  | 申込者本人が使用し、申込者と一緒に埋蔵される方との続柄が配偶者、2親等内の血族、または千葉市パートナーシップ宣誓をしている方（申込者と一緒に埋蔵される方は、市外在住でも可） |              |
|           |                           | ②       | 10枠（20体）  |  |              |

\*1 祭祀を主宰する方が申し込めます。なお、分骨での申し込みはできません。焼骨との続柄が配偶者、2親等内の血族、および千葉市パートナーシップ宣誓をしている方に存命者がいない場合は、ご相談ください。

\*2 1950年（昭和25年）4月1日以前生まれ

\*3 1950年（昭和25年）4月2日以降生まれ

[桜木霊園管理事務所](#) ☎231-0110 [FAX](#)231-0124

特に記載がない場合、対象は市内在住・在勤・在学の方、1日から申し込み受け付け、応募多数の場合抽選、料金は無料。